

意匠法令和元年改正の文脈

会員 藤本 一

要 約

本稿では、本年4月1日から全面的に施行された令和元年改正意匠法について、特に、過去に行われていた意匠法改正に関する検討との関係で、また、筆者が情報公開法に基づく行政文書開示請求によって入手した資料に基づいて、特許庁と内閣法制局との間でなされた本改正に関する議論との関係で整理する。

1. はじめに
2. 改正に至るまでの経緯
 - 2-1. 背景
 - 2-2. 「産業競争力とデザインを考える研究会」
 - 2-3. 小括
 - (1) 意匠法の改正過程の特徴
 - (2) 課題
3. 本改正について
 - 3-1. 図面等の記載要件の緩和
 - 3-2. 画像デザインの保護
 - (1) 新法の概要
 - (2) 過去の検討
 - (3) 残された課題
 - (4) 国際的な潮流
 - 3-3. 空間デザインの保護
 - (1) 建築物の保護
 - (2) 内装の意匠の保護
 - 3-4. 関連意匠制度の拡充
 - 3-5. 意匠権の存続期間の延長
 - 3-6. 複数意匠一括出願の導入
 - 3-7. 物品区分の扱いの見直し
 - 3-8. 創作非容易性の水準の引上げ
 - 3-9. 組物の意匠
 - 3-10. 間接侵害規定の拡充
 - 3-11. 手続救済規定の拡充
4. 法案検討段階に見られたその他の課題
 - 4-1. 保護対象の拡大
 - (1) 「政令で定めるものの形状等」
 - (2) 模様のデザイン
 - 4-2. 「工業上の利用可能性」要件
5. 今後の法制上の課題
 - 5-1. 新規性喪失の例外
 - 5-2. 複数の構成要素からなる意匠
6. おわりに

1. はじめに

令和元年改正意匠法は、その大部分が2020年4月1日から、2021年4月1日からはそのすべてが施行されている⁽¹⁾。また、すでに新法⁽²⁾下での意匠登録が公開されている。本改正は、意匠法全体にわたる改正としては平成18年改正以来の、制度の大枠に関わる改正としては平成10年改正に比する規模であったと考えられる。

新法の内容については、特許庁による解説⁽³⁾をはじめ、すでに多数の論稿・出版物が刊行されている。本稿では、先行文献と重複する説明を避けつつ、本改正を、「産業競争力とデザインを考える研究会」に始まる本改正の一連の流れよりも前であって、特に平成18年改正以降に行われていた意匠制度の見直しに関する検討⁽⁴⁾との関係で、また、筆者が情報公開法に基づく行政文書開示請求によって入手した資料に基づいて、特許庁と内閣法制局との間でなされた本改正に関する議論との関係で整理する。

2. 改正に至るまでの経緯

2-1. 背景

近時、ビジネスにおける「デザイン」の重要性が強調される一方、わが国の意匠登録出願数は、特許や商標登録の出願数に比べて低い水準で、横ばい傾向にある。日本、米国、欧州、中国、韓国のいわゆる意匠5庁（以下「ID5」という。）の中でも、わが国の意匠登録出願数は、低い水準にとどまっているといわざるを得ない⁽⁵⁾。

その原因としては、わが国の意匠法の基本枠組みに問題があるとの指摘がある⁽⁶⁾一方、実証研究⁽⁷⁾の結果、

必ずしも意匠制度そのものに欠陥があるとまではいえず、他の要因が作用している可能性を示唆する見解もある⁽⁸⁾。そのような実証研究によると、特に意匠制度に関する政策提言としては、「製品デザイン開発を行う者の創造的活動を促進することにつながる制度の微修正は望ましい」⁽⁹⁾という。

2-2. 「産業競争力とデザインを考える研究会」

本改正の直接的な契機は、経済産業省及び特許庁が共同で行った「産業競争力とデザインを考える研究会」における検討と、その成果物である『「デザイン経営」宣言』(2018)⁽¹⁰⁾の別紙「産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方」(以下「宣言別紙」という。)による提言である。この研究会は、非公開で行われ、議事録が公開されていないが、配布資料と、研究会と並行して行われた調査研究の報告書⁽¹¹⁾が公開されている。

意匠法に関する本格的な議論は、第5回(2017年11月2日開催)以降に行われたようである。その委員提出資料1(小林誠「知財戦略におけるデザイン活用と価値創出」)の13頁には、「意匠法のあり方」として、①「登録要件の拡大」(3条1項柱書の「工業上の利用可能性」を「産業上の利用可能性」とすること)、②「物品性の拡大」(ロカルノ分類の32類「グラフィック・シンボル及びロゴ、表面のパターン、装飾」を保護対象に追加)、③「権利範囲の拡大」(意匠の類似の範囲を拡大)⁽¹²⁾、④「出願手続き」(多意匠一出願を導入)、⑤「新規性喪失の例外(グレースピリオド)」(12か月へ延長)⁽¹³⁾に言及がある。

第6回(2017年11月22日開催)の配布資料2「産業競争力とデザインを考える研究会 中間とりまとめ」7頁で、宣言別紙の提言内容の概ねの方向性が示され、第7回(2017年12月15日開催)の配布資料3「意匠登録制度の国際比較」では、「画像デザインの保護状況」、「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザインの保護状況」、「建築物のデザインの保護状況」、「模様デザインの保護状況」、「一出願に含むことができる意匠数」及び「図面提出要件(図の数)」の各項目について、ID5の取扱いが紹介されている。最終的に、第10回(2018年4月4日開催)の参考資料2「課題解決に向けた対応策(知的財産権制度の在り方)」には、宣言別紙とほぼ同じ内容が含まれていた。

2-3. 小括

(1) 意匠法の改正過程の特徴

本改正の主要項目は、「産業競争力とデザインを考える研究会」でほぼ固まっていたといえる。産業構造審議会知的財産分科会の小委員会以外の会議体が法改正の主要事項のほとんどを決定づけることは、特許法や商標法の改正過程と比べると、特徴的であると思われる。

同研究会の目的は、わが国のデザイン政策全体について議論することであったところ、意匠法改正がデザイン政策と連動して議論されること自体は、珍しいことではないと思われる。現行法である昭和34年法が制定された時期は、わが国のデザイン政策の黎明期と重なる⁽¹⁴⁾。平成10年改正の前後もまた、その転換期の一つであったと思われる⁽¹⁵⁾。特許庁意匠課『意匠制度120年の歩み』(2009)には、昭和34年法制定時や平成10年改正時にデザイン政策全体に関する研究会・審議会等が開催されたという明確な記述はないものの、意匠法の改正が他のデザイン政策とある程度一体に捉えられていた可能性は否定できないと思われる。

平成18年改正は、デザイン政策との連動がより明確に見られる。その検討は、経済産業省に設置された「戦略的デザイン活用研究会」の報告書である『「デザインはブランド確立への近道」—デザイン政策ルネッサンス—(競争力強化に向けた40の提言)』(2003)(以下「40の提言」という。)に端を発する。デザイン政策に関する政策文書で意匠法改正が提言されるなど、本改正とほぼ同様の経緯を経ていると考えられる。

ただし、宣言別紙で提言された法改正の内容は、40の提言で示されたそれよりも個別具体的であったと思われる。40の提言で示された内容には、具体的な改正作業にあたって選択の余地が残されていたと思われる一方、宣言別紙では、より具体的に改正内容が提言され、その内容がほぼそのまま、改正法に反映された。デザイン政策に関する議論と意匠法改正の議論の一体性は、徐々に強化されているようにも思われる⁽¹⁶⁾。

(2) 課題

デザイン政策と意匠法が連動して検討されることには、望ましい面があると考えられる。意匠の創作に対するインセンティブは、意匠登録による排他的独占権

の付与によるものに限られず、それ以外の要素が強く影響している可能性もある⁽¹⁷⁾。意匠の創作活動には、個人による創作活動としての側面があると考えられるところ、より経済活動に近い発明等とは異なると考えられる。意匠の創作に対するインセンティブを議論するにあたっては、意匠法を単体で検討するのみでは足りず、創作者を巡る社会的・経済的な環境をも含むデザイン政策全体の中で、全体最適な政策・法制度を目指すべきと考えられる。

他方で、本改正のような過程には、課題もあると考えられる。

まず、議論の過程が不透明になるおそれがあると考えられる。特許庁で開催される会議体の議論は、議事録を含め、原則その過程が公開されることから、検討の経緯を事後的に検証可能で、実務上、それが解釈・運用の指針となる場合もあると思われる。宣言別紙の提言が本改正に及ぼした影響は大きかったにもかかわらず、その検討過程のほとんどは非公開である。

また、本改正のように、デザイン政策に関する会議体で、意匠法改正の主要部分についても固めるのであれば、その会議体の段階で、知的財産法に関する有識者が含まれていても良いのではないかと思われる⁽¹⁸⁾。

3. 本改正について

宣言別紙の内容を受けて、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会（以下「小委」という。）では、①画像デザインの保護拡充、②建築物の保護、③内装の意匠の保護、④関連意匠制度の拡充、⑤意匠権の存続期間の延長、⑥複数意匠一括出願の導入、⑦意匠に係る物品の区分表の見直し、⑧図面等の記載要件の緩和、について議論が開始された⁽¹⁹⁾。報告書案の段階でさらに、⑨創作非容易性の水準の引上げ、⑩組物の部分意匠の導入、⑪間接侵害規定の拡充、⑫手続救済規定の拡充が加えられ、最終的に、①乃至⑦及び⑨乃至⑫の内容について『産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて』（2019）（以下「小委報告書」という。）が公表された。

3-1. 図面等の記載要件の緩和

三菱総合研究所『意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究報告書』平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書（2017）では、この点に関する諸課題が短期的なものの中・長期

的なものに整理されていた（特に、同 xvii 頁の一覧表及び 237 頁以下を参照。）。短期的な課題と中・長期的な課題の一部については、すでに『意匠審査基準』（以下「審査基準」という。特に断りのない限り、2021年4月1日以降の出願に適用されているものを参照する。）の改訂が行われていた。

小委の本格的な議論に先行する審査基準ワーキンググループ（以下「基準WG」という。）では、「一組の図面」（「六面図」）要件の廃止をはじめ、意匠の開示に関する運用全般が見直された結果、審査基準の改訂等が行われ⁽²⁰⁾、2019年5月1日以降の出願への適用が開始された。

これにより、前述の諸課題への対応は、一通り完了したといえる。

3-2. 画像デザインの保護

(1) 新法の概要

「意匠」の定義に「画像」（いわゆる「操作画像」及び「表示画像」に限る。）が加えられ（2条1項）、物品との関連性を問わず⁽²¹⁾、画像意匠が保護されることとされた。あわせて、「実施」の定義に、「意匠に係る画像の作成」等をする行為⁽²²⁾が加えられた（2条2項3号）。

旧法下で登録された意匠権の効力が、新たに規定された実施行為に及ぶかは、最終的には、「司法判断に委ねられることになる」⁽²³⁾が、経過措置が定められていないことから、改正後の行為に新法が適用されると解することは可能と考えられる⁽²⁴⁾。

(2) 過去の検討

平成18年改正後も特許庁の運用の見直しは続き、審査基準の改訂が行われてきた⁽²⁵⁾。そのような見直しの中でも、産業構造審議会知的財産分科会『創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について』（2014）では、「対応の方向性」の一つとして、「(A案)機能ごとに権利化する案」が検討されていた（同18頁以下、特に22-24頁以下を参照。）⁽²⁶⁾。本改正は、この「A案」の延長線上にあると考えられる。

このとき、「A案」については、「画像が表示される個々の物品に依拠しない画像」を保護対象とするにあたり、意匠権の効力範囲が無制限に広がれば事業者等のクリアランス負担が過大となることから、プログラムの機能によって効力範囲を定めることが検討され

ていた。そして、「実施行為・侵害行為」について、「画像を表示させるプログラムの生産」等を実施行為としつつも、「エンドユーザーへの配慮から使用を実施行為から除くこと」や、他方で「譲渡等に性質的に近い使用行為」を意匠権侵害とみなすものとして規定することで、権利の実効性を調整することが検討されていた。

(3) 残された課題

本改正の過程では、このようなエンドユーザーへの配慮といった議論は、少なくとも明示的には見られなかった。

また、特許庁制度審議室「特許法等の一部を改正する法律案 内閣法制局説明資料」88頁（2018年12月）（以下「法制局説明資料（2018年12月）」という。）によると、法案の検討段階では、「操作画像」及び「表示画像」⁽²⁷⁾に加えて、「その他経済産業省令で定めるものに限る。」と規定することによって、「機動的に意匠の対象を変更できるよう」にすることが検討されていた。「その他経済産業省令で定めるもの」の具体例としては、「一部機能性を有する装飾画像」として「ガジェット機能付き壁紙」（「アイコンやガジェット（パソコンのデスクトップ等に表示される、時計やカレンダー、天気予報等のアプリケーション）等を工夫して配列することで、パソコンの利便性を高める意匠」）が念頭に置かれていた⁽²⁸⁾。しかしながら、特許庁制度審議室「長官の御指摘事項について」（2019年1月）の「長官指摘事項③」で「省令委任規定は認められない。」とされ、このような規定ぶりは削除された。

(4) 国際的な潮流

画像デザインの保護については、諸外国・地域における保護水準との違いが常に意識されてきたように思われる。特に近時の国際的な動向は次のとおりである。

2017年から、WIPOの「商標法、意匠法及び地理的表示に関する常設委員会」（Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications。以下「SCT」という。）において、日本、米国及びイスラエルによる共同提案で、GUI、タイプフォント及びタイプフェイスの保護について調査が行われた。これによると、旧法のように、画像デザインを物品との関連で意匠法の保護対象とする国は、全体の3割程度にとどまるという⁽²⁹⁾。

本改正後、わが国は、米国と共同で（後にイスラエ

ルも加わって）、WIPO SCTに、共同勧告案“Joint Recommendation : Industrial Design Protection for Designs for Graphical User Interfaces”を提出している⁽³⁰⁾。

また、2017年の国際知的財産保護協会（AIPPI）のシドニー総会では、「グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）の保護」が議題とされ、レゾリューション決議7）として、「GUIは、形のある機器との関連性がない場合でも、広く一般的に、意匠権による保護対象となるべきである。」⁽³¹⁾と決議された。

3-3. 空間デザインの保護

新法施行前から、動産としての「組立家屋」⁽³²⁾、「組立建物」、「組立トンネル」、「組立橋梁」、「防波構造物本体」などの物品に係る意匠が多数、登録されている。また、「組立家屋」の内部形状の部分意匠の登録⁽³³⁾も存在する。

従前、「物品」に不動産が含まれ得ると解する学説が存在した⁽³⁴⁾ものの、少なくとも平成18年改正以降の特許庁による検討では、「建築物」や「内装」に関する議論は明示的には見られなかったと思われる⁽³⁵⁾。また、小委で行われた企業プレゼンテーションでも、保護拡充に比較的積極の意見の方が紹介されていたことなど、画像意匠に関する議論の経緯等とは対照的であるとの印象を受ける。

(1) 建築物の保護

「意匠」の定義に加えられた「建築物」（2条1項）は、建築基準法2条で定義されるよりも広いと理解され、いわゆる土木構造物なども保護対象となる。審査基準IV部2章11頁では、「人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの」（下線、筆者）が保護対象外とされているところ、「自然物や地形等が意匠の主たる要素」でなければ、例えば庭園も保護の対象となる余地があると解される。

プロジェクションマッピングについては、「操作画像」、「表示画像」のいずれにも該当しないものでも、建築物の「模様又は色彩」として保護され得る⁽³⁶⁾が、無条件ではない（審査基準IV部2章5頁）。2条1項にいう「模様」は、物品や建築物それ自体の模様と考えられるところ⁽³⁷⁾、プロジェクションマッピングの多くは、既存の建築物等に、それとはまったくの独立に、後から投影されるものであろう⁽³⁸⁾。

「実施」の定義は、従前の物品に係る意匠とほぼ同様であるものの、建築物の性質に鑑み、「製造」が「建築」に置き換えられ、「輸出」及び「輸入」が削除された（2条2項2号）。単に「設計」する行為は、「実施」に該当しないと解されるが、設計者は、別途、民法上・契約上⁽³⁹⁾の責任を負う場合があると考えられる。建築物は、用途の転用が比較的一般に行われると想定される。侵害事件では、実施行為のいずれに該当するのか、それが「業として」（23条）に該当するか、個別の検討を要しよう。

複数の構成物からなる建築物は、「社会通念上一体的に実施がなされ得るものである場合」⁽⁴⁰⁾などには、「一の建築物」と認められる（審査基準Ⅳ部2章2-3頁）。

なお、前述の画像意匠と同様、旧法下で登録された組立家屋等の意匠権の効力が新法施行後の建築物の実施行為に及ぶと解することはできると考えられる。

（2）内装の意匠の保護

新設の8条の2で、「内装」は「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾」とされている。「店舗、事務所その他の施設」は、「内部において人が一定時間を過ごすためのもの」であれば、動産を含む、産業上のあらゆる施設が広く含まれ、また、「内部」は、「施設の内部を主としたもの」⁽⁴¹⁾でなければならない（審査基準Ⅳ部4章10頁）。

「内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること」（8条の2）の要件について、審査基準Ⅳ部4章14-18頁は、①構成物等に共通の形態処理がなされているもの、②構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの、③構成物等に觀念上の共通性があるもの、④構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの、⑤内装の意匠全体が一つの意匠として統一的な創作思想に基づいて創作されており、全体の形態が一つのまとまりある美観を起こさせるもの、の5つの類型に整理している。①～③は組物の意匠の運用に対応しているものと解される一方、④は、組物の意匠とは異なり、構成物等の位置関係・配置も特徴となり得る内装の意匠特有の事情が反映された類型と考えられる。⑤は、審査基準には事例の記載がなく⁽⁴²⁾、包括類型と解される。

3-4. 関連意匠制度の拡充

知的財産研究所『多様化するデザイン創作活動を促進する意匠制度の在り方に関する調査研究報告書』平

成21年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書125-126頁（2010）⁽⁴³⁾は、「長期的なスパンで行われるデザインを活用した企業のブランド戦略を支援できるように、自己の先行意匠に類似する後願意匠の取扱いについて総合的な見直しを図る必要があるのではないか。」として、「(i) 先行意匠が自己の登録意匠又は意匠登録出願に係る意匠である場合に限り、新規性喪失の例外として取り扱う期間を拡大する制度の導入を検討することは適当か。」、 「(ii) また、関連意匠の後日出願について、時期的要件を更に緩和する方向で検討を行うことは適当か。」及び「(iii) 後願の意匠が自己の先行意匠に類似しているかどうかを確認し、何らかの公示を行う簡便な手段（例えば、自己の先行意匠との類似を理由として拒絶された出願意匠の任意公開、類似確認公報の発行等）を提供することにより、一定のニーズに対応することができるか。」の3項目を検討することを提言していた。本改正は、これらのうち、(i) 及び (ii) に対応したものと考えられる。

法案の検討段階では、当初、関連意匠の出願可能時期を本意匠の存続している間とすることが予定されていた。しかしながら、その後、特許庁側から、ハーグ協定ジュネーブ改正協定が15年の保護期間を義務付けている（17条3項）⁽⁴⁴⁾として、基礎意匠の出願日から10年に限るものと修正された⁽⁴⁵⁾。この点については、小委の委員から、その「存続期間の定めは、通常意匠に係る存続期間と解釈すれば、特殊な事情でユーザーの利益のためにいわば恩恵的に保護される関連意匠について、同様の存続期間を保証すべき必要性はないように思われる。」⁽⁴⁶⁾との指摘がすでになされている。

このような指摘は妥当と考えられるが、特許庁は、関連意匠の登録について、本意匠の登録と同様の、独立した意匠権を生じさせるものであるとも広報している。一方で関連意匠が本意匠と同等に保護されるものであるとしつつ、他方では恩恵的なものにすぎないと主張することは、特に関連意匠制度を有さない国・地域⁽⁴⁷⁾の者の理解を得にくいように思われる。また、違反した場合でも特段の制裁規定を置いていないハーグ協定ジュネーブ改正協定についてはそのように解するとしても、意匠の保護期間を少なくとも10年とすることを規定し、制裁措置等があり得るTRIPS協定の26条3項についても同様に整理するかは、より慎重な検討を要するのではなからうか。

3-5. 意匠権の存続期間の延長

平成18年改正に続き、比較的短い間隔で存続期間が延長されたことにより、現存の意匠登録の存続期間は、出願日によって複数パターンがあり得る。また、新法の関連意匠は、旧法下の出願・登録に係る意匠を本意匠とすることも可能であるから、管理上、留意が必要である⁽⁴⁸⁾。

新法の保護期間は、欧州にならったものと考えられる。欧州の最長保護期間が25年とされたのは、欧州各国で、その保護期間が統一されていなかったところ、ベルヌ条約7条(4)の応用美術の最短保護期間も考慮されたことによるもので⁽⁴⁹⁾、意匠保護の理想的な期間として採用されたわけではなかったとも思われる。この保護期間がわが国の意匠保護にとって必要適切なものといえるかは、検証が必要と考えられる。

また、わが国における意匠登録の維持費用(年金)は、ID5の中でも高い水準にある⁽⁵⁰⁾。財政上の課題もあり容易ではなからうが、実体審査との関係では、出願料金を引き上げる代わりに、年金⁽⁵¹⁾を引き下げるといった方策はあり得ないだろうか。

3-6. 複数意匠一括出願の導入

知財研・前掲(3-4.)132頁では、①「同一形態を複数物品に用いる意匠の場合に願書面に意匠に係る物品を複数併記すること」、また、②「多意匠一出願制度についても手続負担との関係を整理し、どのような条件下において、最も制度導入の効果が見込まれるのかについて」、検討することが提言されていた。②については、「方式審査に係る手数料を共通とすることによる一定のコストメリットが期待でき、例えば出願人と創作者とを同一とする意匠が同日に多数出願される場合等に一定程度の手続負担の軽減が想定される一方」、「実体審査の手続負担は変わらないことから、無審査主義を採用する国ほどのコストメリットは期待できない可能性」があると指摘されていた。

本改正及び関連する意匠法施行規則の改正⁽⁵²⁾は、②にのみ対応したものである。

複数意匠一括出願制度を利用する場合でも、出願時の料金は、2意匠目以降も同額である。また、「出願人」以外の願書の記載事項(6条1項2号及び3号)は、意匠ごとに記載しなければならない。

優先権主張や新規性喪失の例外、秘密意匠等の一部の手続を除いて、懸念されていたとおり、コストメ

リット等は期待できないといわざるを得ない。現行の様式等に鑑みると限界があろうが、今後は、例えば、出願支援ソフトの工夫等による煩雑さの軽減・回避が期待される(産構審知財分科会・前掲(3-2.(2))31頁を参照。)

3-7. 物品区分の扱いの見直し

新法及び新意匠法施行規則により、意匠に係る物品の区分表が廃止された。「意匠ごと」になされた出願であるか否かの判断は、意匠に係る物品等の用途等が明確であるか否か(新意匠法施行規則7条)⁽⁵³⁾によって判断される。

「意匠ごと」との関連では、複数の構成物からなる意匠について、小委の本格的な議論に先立つ基準WGと、新法に対応するための基準WGの2度にわたって検討され、それぞれ審査基準の改訂が行われた。前者は、知財高判平成28年9月21日判時2341号127頁(平成28年(行ケ)10034号)〔容器付冷菓〕を受けたものと考えられ、後者はさらに踏み込んで⁽⁵⁴⁾、従前からユーザーニーズの存在が指摘されていた⁽⁵⁵⁾、ブリスターパックに入った商品やセット商品についても、全体として一の物品等として認められることとされた(審査基準Ⅱ部2章2頁以下)。

3-8. 創作非容易性の水準の引上げ

旧3条2項では、創作非容易性の判断の基礎となる形状等として、同条1項1号と同様の「公然知られた」⁽⁵⁶⁾形状等のみが規定され、「現実に不特定又は多数の者に知られたという事実が必要である」⁽⁵⁷⁾と解されていた。公知の形状等に該当するかが争いとなった場合、裁判例では、「相当期間前に頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠は、特段の事情のない限り、その事実自体で公知性を認めるのが相当である」⁽⁵⁸⁾と判示するものがあつた。また、特許庁の運用上は、出願日よりもできるだけ古く公開された資料を用いることによって、このような議論が生じることをなるべく避けるようにされていた⁽⁵⁹⁾。

新法によって、このような争いは避けられるようになったといえる。

3-9. 組物の意匠

組物の部分意匠の登録が認められるようになったほ

か、意匠の定義が拡大されたことによって、建築物及び画像もまた、組物を構成するものとして規定された。実務上は、審査基準の改訂による「組物の構成物品表」の位置づけの変更⁽⁶⁰⁾や、新たな意匠法施行規則別表も重要といえる。

従前の組物の意匠に関する運用は、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の規定・運用と整合しないおそれがあった⁽⁶¹⁾上、諸外国・地域における「set」や「sets of articles」などの運用等と比べ柔軟性を欠いていた⁽⁶²⁾。また、組物の意匠の出願件数は極端に少なく⁽⁶³⁾、ごく一部の組物（例えば「一組のフロアマット」等）に出願が集中していた。

本改正や審査基準の改訂により、手続の利便性は格段に向上したといえよう。他方で、三菱総研・前掲(3-1.) 275頁が出願件数の少ないことの原因として指摘していた、権利行使の困難性等の法制上の問題については、対応がなされなかった。組物の意匠の出願件数が上昇するといった効果は見込めないと思われる。

3-10. 間接侵害規定の拡充

特許法と同様の、いわゆる多機能品型間接侵害が新たに規定された。また、意匠の定義が拡大されたことにあわせて、既存の間接侵害規定も、その規定ぶりが整えられた。

本改正の必要性の説明の一つとして、小委報告書14頁では、「近年、特徴のある部分以外の部分をあえて模倣する事例が発生して」いることが挙げられている。この趣旨に対しては、多機能品型間接侵害の導入がその有効な対策にならないおそれが指摘されている⁽⁶⁴⁾。また、特許庁編・注(3) 145頁などでは、このような説明がなされていない。

法制局長官・次長説明資料(2019年2月) 206頁では、そのような事例として、「その送風部分について意匠登録がされた羽無し扇風機に対して、送風部分の形態を大きく変えて土台部分のみを模倣した羽無し扇風機が生産されている」とし、「この場合、送風部分は意匠権を侵害しておらず、また、土台部分も意匠登録を受けた羽無し扇風機の送風部分の専用品ではないため」、旧法のいわゆる専用品型間接侵害に該当しないとして、こうした事例に対応するためには、多機能品型間接侵害の導入が必要であると説明されていた。しかしながら、この事例では、意匠登録がなされているのは、送風部分のみを請求部分とした部分意匠と思

われるところ、「送風部分の形態を大きく変えて土台部分のみを模倣した羽無し扇風機」は登録意匠に類似しないと考えられ、非請求部分でもある土台部分を譲渡等する行為は、多機能品型間接侵害の規定でも捕捉できないように思われる。

なお、新法施行前の意匠登録に基づいて、新法施行後の多機能品型間接侵害に該当する行為を意匠権侵害と評価することは、可能と考えられる⁽⁶⁵⁾。

3-11. 手続救済規定の拡充

特許法に同様の規定が設けられたときと同様、意匠法についても、意匠法条約(Design Law Treaty。以下「DLT」という。)の採択とともに改正される予定とされていた。しかしながら、DLT草案は、2016年のWIPO SCTですでに固まっているものの、伝統的文化的表現の開示要件⁽⁶⁶⁾等を巡る先進国グループと途上国グループとの対立によって、外交会議招集の目的が立たず、膠着状態に陥っていることから、DLTの採択を待たずに改正が行われた。

4. 法案検討段階に見られたその他の課題

4-1. 保護対象の拡大

(1) 「政令で定めるものの形状等」

法制局説明資料(2018年12月) 84-86頁によると、商標法2条1項柱書にならって、意匠の定義に「その他政令で定めるものの形状等」を規定することが検討されていた。政令で定めるものとしては、「サービス意匠」(「独創的な物品の配列や、物品を折り畳む、結ぶなどすることによる特徴的な形状等で視覚を通じて美感を起こさせる意匠」)、「タイプフェイス」(「書物、新聞、雑誌等の印刷に使用できるよう統一的なコンセプトに基づいて制作された漢字、仮名、アルファベット等の字体」)、「光」(自動車の「ヘッドライト等の光り方やその織り成す形状等」)⁽⁶⁷⁾及び「噴水」⁽⁶⁸⁾が念頭に置かれていたようである。これに対しては、部長指摘事項(2019年1月) 3頁の「部長指摘事項⑤」で「政令委任の範囲が広く不適當。削除するか、何らかの限定を付すことを検討すること。」と指摘され、最終的には見送られた。

(2) 模様のデザイン

前述2-2.のとおり、「産業競争力とデザインを考える研究会」で検討されていたようではあるものの、宣言別紙には盛り込まれなかった。しかしながら、その

後の特許庁総務課制度審議室「次期通常国会提出検討法案（意匠法関係）参考資料」21頁（2018年8月）⁽⁶⁹⁾及び特許庁・注（19）（仕様書（案））の段階では、いまだ検討されていたようである。経緯等が判然としないうちの、その後の資料には、この点に関する記載は見られない。

4-2. 「工業上の利用可能性」要件

部長指摘事項（2019年1月）には、「部長指摘事項⑨」として、「画像を追加するに当たり、画像は工業分野のみならず、サービス分野でも用いられるので、『工業上利用することができる意匠』という部分を改正する必要があるのではないか。」との指摘が見られる（同5頁）。これに対して、特許庁からは、「一般の改正後も引き続き意匠の対象から非量産品は除く（今般新たに意匠の対象とする画像についても、建築物についても、量産され得るものについてのみ、意匠登録の対象とする）ことから」改正の必要はないと回答されていた⁽⁷⁰⁾。

5. 今後の法制上の課題

紙幅の関係で、本改正と関わると思われるものとして、2点のみ、指摘しておく⁽⁷¹⁾。

5-1. 新規性喪失の例外⁽⁷²⁾

4条2項の適用を受けるには、その要件の一つとして、出願日から30日以内に証明書を提出しなければならない。ID5の中でも、米国、欧州、韓国と比べて、利便性に劣るといえる。

知財研・前掲（3-4.）108-117頁では、証明書の提出時期の緩和についてメリット及びデメリットが検討されていた。そこで、デメリットの一つとして、「審査官が、出願人の公開した先行意匠を引用する拒絶理由を、関連する全件について通知することとなるため、出願人、審査官双方に対応負担が生じること」（同114頁）が指摘されていた。

本改正により、関連意匠の審査において、公知意匠が「自己の意匠」（10条2項）に該当するか否かの判断が行われることとなった（審査基準V部9頁）。前述のデメリットは、このような審査実務の定着と習熟によって、相当程度、解消されるのではなかろうか。

5-2. 複数の構成要素からなる意匠

本改正及び審査基準の改訂によって、複数の構成物からなる意匠の保護手段として、一の物品等としての出願、組物の意匠の出願、内装の意匠の出願、といったような複数のオプションを生じる場合がある。それぞれで要件等が異なるが、見通しの良いように整理できるか、検討されても良いように思われる⁽⁷³⁾。

6. おわりに

本改正は、顧客体験（ユーザーエクスペリエンス）の価値の高まり、デザインによるブランド構築⁽⁷⁴⁾といった近時の経営・マーケティング分野における製品デザインの位置づけ等を反映したものと評価できよう⁽⁷⁵⁾。また、意匠制度の利便性の観点からも、相当の改善が見られるといえる。

他方、意匠登録の対象等が広がるなど、全体的に意匠権者に有利な方向での改正といえるところ、第三者のクリアランス負担等とのバランスについては、今後、検証が必要と考えられる。また、出願人の利便性向上は、審査での柔軟な判断に負う部分があるところ、審査官がアドホックに判断しなければならない場面が増えることによって、意匠登録の対象拡大とともに、審査負担増加の要因となるおそれがある⁽⁷⁶⁾。

第三者とのバランスに関しては、サーチの運用上の取組み⁽⁷⁷⁾のほか、審査段階で登録要件（特に、創作非容易性（3条2項）や機能性（5条3号）⁽⁷⁸⁾の要件）のハードルを調整することも考えられる。意匠権の質を維持するためには、適切な公知資料の収集⁽⁷⁹⁾も必要であろう。侵害事件では、「業として」要件の解釈のほか、意匠権行使を制限すべき場面⁽⁸⁰⁾が従前よりも増えるかもしれない。特に画像意匠や空間デザインがサービスの顧客接点としてのみ機能し、意匠の実施（特に「使用」）行為と実際の収益との関係が薄いような場合には、損害賠償額の算定においても、従前の意匠権侵害事件とは異なる取扱いを要する場合がありますように思われる⁽⁸¹⁾。

また、新法の関連意匠制度のように、「諸外国に先駆けて検討」（宣言別紙3頁）し導入された制度については、諸外国・地域に周知・普及していく取組みも求められよう⁽⁸²⁾。

「意匠の創作を奨励」（1条）する観点からは、創作者（デザイナー）への支援が欠かせない。意匠法の枠内では、職務創作意匠制度の運用等が重要となると

考えられるが、デザイン政策全体での支援も求められよう⁽⁸³⁾。

(注)

- (1) 状況につき、例えば、神谷由紀「令和元年改正意匠法施行後の状況について」特許研究 71 号 77 頁 (2021) を参照。
- (2) 以下、特に言及しない限り、改正後の条文を参照する。また、改正前の法律を旧法、改正後の法律を新法と呼ぶことがある。
- (3) 特許庁総務部総務課制度審議室編『令和元年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』（発明推進協会、2020）。
- (4) 本改正を、平成 10 年及び平成 18 年改正時に提起された改正論点との関係で検討する先行文献として、峯唯夫「改正意匠法と残された課題」パテント 73 巻 11 号 20 頁 (2020) を参照。
- (5) 最新の出願・登録件数の統計として、特許庁『特許庁ステータスレポート 2021』23, 41 頁 (2021) を参照。権利行使の観点でも、地方裁判所における意匠権関係の民事通常訴訟事件の新受件数は、例年、ごく僅かにとどまる（最新の統計として最高裁判所事務総局行政局「令和元年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」法曹時報 72 巻 10 号 75 頁 (2020) を参照。）。なお、税関における水際取締りにおいては、最も多く利用されているのは商標権であるものの、意匠権も比較的頻繁に利用されているといえよう。特に、税関で差し止められた侵害物品の点数ベースでは、商標権侵害による差し止めよりも効率的であるとされる（有田直人「税関における知的財産権侵害物品の水際取締りについて」DESIGN PROTECT 124 号 10 頁 (2019) を参照。）。実務上は刑事事件も多々、見受けられる。
- (6) 例えば、森山明子「創作保護の観点から見た制度とデザインとの乖離」DESIGN PROTECT 102 号 22 頁 (2014 年) を参照。
- (7) See Tohru Yoshioka-Kobayashi et al., *The validity of industrial design registrations and design patents as a measurement of "good" product design: A comparative empirical analysis*, 53 WORLD PATENT INFORMATION 14 (2018). なお、筆者は同論文の共著者の一人である。
- (8) 吉岡（小林）徹「日米欧中韓の意匠制度の差異が意匠登録の動向に与える影響の実証分析」DESIGN PROTECT 122 号 9 頁 (2019)。
- (9) 吉岡（小林）徹「デザインを活用する上での知財制度の課題」衆議院調査局経済産業調査室編『日本におけるデザイン活動の現状と課題に関する調査報告』66 頁, 78 頁 (2019)。
- (10) 後述の小委報告書を含め、「デザイン」がブランド構築だけでなく、イノベーションとも関連付けて論じられている点は、これまでの経済産業省や特許庁の政策文書等と比べ、特徴的といえようか。
- (11) デロイト トーマツ コンサルティング『デザインが企業の国際競争力に与える影響等に関する調査研究報告書』平成 29 年度特許庁知的財産国際権利化戦略推進事業 (2018)。
- (12) なお、サムスン対アップルの国際的な知的財産紛争において、アップルが、米国・欧州とは異なり、わが国では意匠登録を積極的に活用しなかった理由について、松下淳一ほか「開拓者として」法学教室 455 号 9 頁, 14 頁〔大野聖二発言〕(2018) は、わが国の意匠権の権利範囲が狭いことを指摘する。ただし、大野弁護士は、わが国におけるサムスン側の代理人であったこと、また、米国及び欧州では、意匠特許・意匠登録が（実用）特許とは異なる手続上の有効性を有していたこと（欧州において意匠登録に基づく仮処分が有効であった点については、大野弁護士も認めるとおりである。）に留意が必要であろう。
- (13) 特許法にあわせて、平成 30 年改正で対応された。
- (14) 経済産業省クールジャパン政策課デザイン政策室『デザイン政策ハンドブック 2020』5 頁 (2020) を参照。
- (15) デザイン政策室・注 (14) 6 頁
- (16) 経済産業省デザイン政策室と特許庁意匠課の間には、人事上の交流があることから、両者が連携をとりやすいといった事情もあるかもしれない。
- (17) 長谷川光一「デザイナーのモチベーションとデザイン部門のモチベーションマネジメント」日本知財学会誌 10 巻 3 号 46 頁 (2014) を参照。
- (18) 「産業競争力とデザインを考える研究会」の委員には、知的財産法の有識者が含まれていなかった一方、「戦略的デザイン活用研究会」の委員には意匠案件を専門とする弁理士が含まれていた。
- (19) なお、当初、小委の議論と並行して、平成 30 年度産業財産権制度問題調査研究のテーマの一つとして「産業競争力強化に資するデザインの適切な保護に関する調査研究」（仮称）が行われる予定であった。しかしながら、筆者による特許庁総務部企画調査課研究班への問合せによると、入札公告の結果不調のため、取りやめとされたという。公表されていた仕様書（案）によると、前述①乃至⑧の内容及び「模様の保護」について、世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）、欧州共同体、米国、ドイツ、英国、イタリア、フランス、スウェーデン、中国、韓国、シンガポールを含む諸外国・地域の法制・運用の調査や、国内外のユーザーへのヒアリング・質問票調査などが行われる予定だったようである。本改正における比較法の検討の不足を批判するものとして、麻生典「意匠法改正と比較法」工業所有権法学会年報 43 号 120 頁 (2020) を参照。
- (20) 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ『創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する意匠審査基準の改訂について』(2018) を参照。
- (21) 旧法下の投影デザインに関する判決として、知財高判平成 29 年 5 月 30 日（平成 28 年（行ケ）10239-10242 号）〔映像装置付き自動車〕がある。同判決では、特許庁の拒絶審決が維持されたが、関連する意匠登録とその拒絶査定不服審判事件として、意匠登録 1610445 及び 1610446 号と特許庁審決平成 30 年 6 月 19 日（不服 2017-15043 及び -15045）〔映像装置付き自動車〕がある。
- (22) 旧法では、このような行為の一部は、間接侵害で捕捉できる可能性があるとして整理されていた。産業構造審議会知的財産

- 分科会意匠制度小委員会『画像デザインの保護の在り方について』（2016）の別紙2「参考資料 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」を参照。
- (23) 青木博通「改正意匠法の特徴と実務における影響・留意点」IPジャーナル13号11頁, 13頁(2020)。
- (24) 立体商標の導入時には、その導入前に登録された平面商標の商標権の効力が導入後の立体商標の使用に及ぶことを前提に、経過措置として、継続的使用権に関する規定が定められた（特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編『平成8年改正 工業所有権法の解説』236頁（発明協会, 1996）を参照。）。
- (25) その経緯と本改正につき、例えば、田村善之「画像デザインの保護に関する2019年意匠法改正の概要と課題」工業所有権法学会年報43号178頁(2020)を参照。
- (26) 関連すると思われる検討として、知的財産研究所『デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究報告書』平成23年度産業財産権制度問題調査研究報告書(2012)を参照。
- (27) 特許庁制度審議室「特許法等の一部を改正する法律案 内閣法制局長官・次長説明資料」98頁(2019年2月)（以下「法制局長官・次長説明資料(2019年2月)」という。）では、新たに保護の対象とする画像として、「操作画像」について「パソコンにインストールしたソフトウェア（はがき作成用ソフト）の操作画像」及び「スマートフォンの音楽再生用操作画面」が、「表示画像」について「情報検索結果表示画像」及び「情報共有用の模造紙型ユーザーインターフェース」が例示されていた。
- (28) 第9回(2018年11月5日開催)小委の配布資料1「意匠制度の見直しの方向性(案)」4頁の「操作画像や表示画像など」(下線, 筆者)に対応するものと思われる。
- (29) 作業文書SCT/43/2 REV.を参照。なお、筆者は、WIPO SCTの第39回会合に、日本商標協会の派遣で、オブザーバーとして参加し、各国へのアンケート調査の内容について意見を提出した。当該意見が反映されたアンケート調査の結果は、現在もなお更新が続けられている(2021年4月1日現在, 作業文書SCT/41/2 REV.2を参照)。
- (30) 2021年4月1日現在, 作業文書SCT/43/10 REV.を参照。
- (31) 中村知公「=議題(一般):グラフィカル ユーザー インターフェース(GUI)の保護=」AIPPI 63巻1号47頁, 50頁(2018)。また、この決議は、「反対もなく採択された」(同48頁)という。
- (32) 「組立家屋」について、新法施行後の判決ではあるが、東京地判令和2年11月30日(平成30年(ワ)26166号)〔組立家屋〕を参照。
- (33) 登録1567648号など。
- (34) 青木大也「空間デザインの保護—建築物の意匠と内装の意匠に関する若干の検討」工業所有権法学会年報43号83頁(2020)を参照。
- (35) 空間デザインの保護につき、ユーザーニーズの存在を指摘するものとして、JFEテクノリサーチ『企業等によるデザイン開発・保護等の活動実態に関する調査研究報告書』平成25年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書50-51頁(2014)を参照。東京地決平成28年12月19日(平成27年(ヨ)22042号)〔マサキ珈琲店〕の影響も大きかったと思われる。
- (36) 青木(博)・注(23)14頁を参照。
- (37) 茶園成樹編『意匠法(第2版)』22頁(有斐閣, 2020)〔青木大也〕を参照。
- (38) たとえ物品「スマートフォン」の「模様」としても、「壁紙」の画像が保護対象とならないと解されていることとの平仄も問題となると思われる。
- (39) 本改正を受けて「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款」が改正され(令和2年4月1日改正版), 9条の2「意匠権の登録等」, 10条の2「意匠権の利用等」, 12条2項「意匠権の譲渡禁止」といった条項が新設された。本改正以前から、同約款13条では、意匠権を含む知的財産権の非侵害保証条項が置かれていた。なお、四会連合協定建築設計・管理等業務委託契約約款調査研究会編著=大森文彦監修『四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説』107頁(大成出版社, 2020)は、「意匠権の創作者の帰属」に関する特約の記載例として「本件建築物等の意匠法上の創作者は、受託者(又は委託者)とする。」との文例を挙げているが、正確とはいえないと考えられる。
- (40) 例えば、建築基準法施行令1条の「敷地」の定義なども考慮され得るであろう。
- (41) 店舗正面のファサードやディスプレイなどの外部と連続していること自体は、「内部」に該当することを否定するものではないが、「ウィンドーディスプレイのように、ある閉じた空間が、建築物の外からは見えるけれども、中に人が入って過ごす空間とは隔離されていて、外からしか見えない一つの箱庭状の空間」は、「内装」に該当しない可能性がある(基準WG「第17回議事録」28頁〔下村圭子発言〕(2019年10月23日)を参照)。
- (42) 第17回(2019年10月23日開催)基準WGの資料7には、「珈琲所コメダ珈琲店」と「武雄市図書館」の内装の写真や米国意匠特許USD395,521の図面が掲載されていた(同16-18頁を参照)。
- (43) 組物の意匠について、「組物全体として統一がある」ことがほとんど争われないことに鑑みると、現実には、この⑤類型に該当するとして登録されるものが多くなると考えられる。
- (44) ユーザーへのヒアリング調査結果として、同『企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究報告書』平成22年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書(2011)を参照。
- (45) なお、米国意匠特許の存続期間は15年であるところ、米国特許法ではターミナルディスクレマーが認められることから、保護期間が15年に満たない意匠特許が存在する。
- (46) 特許庁制度審議室「殿木参事官の御指摘事項について」6頁(2018年10月)。
- (47) 青木大也「意匠法改正をめぐる諸問題(1)」知的財産法政

- 策学研究 55 号 227 頁, 238 頁 (2020)。
- (47) 旧法の関連意匠制度とほぼ同様のものを採用している国・地域は、韓国、台湾程度に限られる。また、現在、タイが関連意匠制度の導入を検討しているとのことである。
- (48) 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録例の規定の整備及び経過措置に関する政令 (令和 2 年 2 月 27 日政令 35 号) 2 条を参照。
- (49) アネット・クア (押嶋涼子訳) 「欧州デザイン保護法制」麻生典 = Christoph Rademacher 編 『デザイン保護法制の現状と課題—法学と創作の視点から—』 67, 83 頁 (日本評論社, 2016) を参照。
- (50) 産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会『ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方—とりまとめ—』 45 頁 (2021) を参照。
- (51) 欧州のような更新制度とすることも、一般論としてはあり得ようか。
- (52) 法制局説明資料 (2018 年 12 月) 117 頁以下によると、改正意匠法施行規則 2 条の 2 等に定められたのとほぼ同じ内容が、意匠法「7 条の 2」として規定されることが検討されていたが、「一意匠であれ二以上の意匠であれ出願を認める場合は、後者が前者の例外の位置付けにならないため、例外として新 7 条の 2 を設けることは、条文の構造として不適切である。」(特許庁制度審議室「木村部長の御指摘事項について」11 頁 (2019 年 1 月) (以下「部長指摘事項 (2019 年 1 月)」という。) の「部長指摘事項⑩」) として、複数意匠一括出願も 7 条の下で導入されることとなった。
- (53) なお、審査基準Ⅱ部 2 章 1 頁では、「意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認識できる」(下線、筆者) との表現ぶりとなっている。
- (54) 基準 WG・注 (41) 45 頁 [青木大也発言] も参照
- (55) 日本国際知的財産保護協会『各国における意匠の表現に関する調査研究報告書』平成 24 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業報告書 423-424 頁 (2013) を参照。ここでは、組物の意匠としての保護が検討されていた。
- (56) 「公然知られた」の解釈については、峯唯夫「公然知られた意匠に関する検討・考察—特許法における公知・公用を参照しつつ—」知財管理 62 巻 9 号 1311 頁 (2012) を参照。
- (57) 知財高判平成 30 年 5 月 30 日 (平成 30 年 (行ケ) 10010 号) [中空鋼管材におけるボトル被覆具]。
- (58) 知財高判平成 25 年 6 月 27 日 (平成 24 年 (行ケ) 10449 号) [遊技機用表示]。
- (59) 特許庁審判部『審判実務者研究会報告書 2014』285 頁 (2015) を参照。
- (60) 基準 WG・注 (20) 30-33 頁を参照。
- (61) 産構審知財分科会・前掲 (3-2. (2)) 10 頁を参照。
- (62) 三菱総研・前掲 (3-1.) 72-94 頁を参照。
- (63) 三菱総研・前掲 (3-1.) 274 頁によると、年 60 件程度で、2014 年実績で出願全体の 0.2% だったという。
- (64) 青木大也「意匠法改正—画像デザイン・空間デザインの保護拡充ほか」高林龍ほか編『年報知的財産法 2019-2020』1 頁, 13 頁 (日本評論社, 2019) を参照。
- (65) 特許法に多機能品型間接侵害が導入された際の解説では、「特に経過措置を規定していないため、施行日以降にされた行為について、その行為の時点で存在する特許権により、拡充された間接侵害規定が適用されることとなる。」(特許庁総務部総務課制度改正審議室編『平成 14 年改正 産業財産権法の解説』117 頁 (発明協会, 2002)) と説明されていた。
- (66) See Margo A. Bagley, “Ask Me No Questions”: *The Struggle for Disclosure of Cultural and Genetic Resource Utilization in Designs*, 20 VAND. J. ENT. & TECH. L. 975 (2018).
- (67) 小委の本格的な議論に先立つ基準 WG の検討の結果、現在は審査基準Ⅲ部 1 章 3 頁で一部対応された。
- (68) See *In re Hruby*, 373 F.2d 997, 1000 (C.C.P.A. 1967).
- (69) 陶器メーカーの食器のシリーズに共通して付された模様が、100 円ショップの扇子の絵柄として無断で使用されたことを報じる新聞記事が引用され、「ある物品の模様のみを他の物品に付して用いるという巧妙な模倣の被害が発生しており、物品を離れた模様自体の保護が必要とされる。」との記載がある。
- (70) 審査基準等における同要件に関する説明は、この内容を踏まえたものに変更されている。
- (71) 一覧として、例えば、峯・注 (4) 24-25 頁を参照。分割出願要件の緩和につき基本問題小委・注 (50) 14 頁を、補正要件の緩和も含め日本国際知的財産保護協会『新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究報告書』令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 205 頁以下 (2020) を参照。3D プリンタ用データ等につき、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会『AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—』12-16 頁 (2020) を参照。
- (72) 基本問題小委・注 (50) 13 頁も参照。また、4 条 2 項括弧書きも、最判平成元年 11 月 10 日民集 43 巻 10 号 1116 頁 (昭和 61 年 (行ツ) 160 号) [第三級環式アミン] との関係も含めて、課題というべきであろう。
- (73) 峯・注 (4) 25 頁は、組物の意匠の廃止を主張する。
- (74) 米国意匠特許を商標法との関係で理解するものとして、See Dennis D. Crouch, *A Trademark Justification for Design Patent Rights*, University of Missouri School of Law Legal Studies Research Paper No. 2010-17 (2010).
- (75) 吉岡 (小林) 徹 = 青木大也 = 秋池篤 = 森永泰史「意匠法改正についての経営学と法学の架橋：特に経営学からみた評価」IP ジャーナル 13 号 19 頁, 20-21 頁 (2020) を参照。
- (76) 参議院経済産業委員会の附帯決議 (令和元 (2019) 年 5 月 9 日) (「意匠権の保護対象の拡充に当たっては、クリアランス負担の軽減や十分な審査体制の確保に努めること。」) も参照。
- (77) 分類の工夫や Graphic Image Park など。後者につき、第 8 回小委 (2018 年 9 月 21 日開催) の配布資料 2 (富士通株式会社法務・コンプライアンス・知的財産本部「富士通におけるデザイン」) の 23 頁の指摘も参照。
- (78) わが国における機能性要件の判断は、他の国・地域に比べて緩やかといえる。フランス及び欧州との比較につき、麻生

典「機能にのみ基づく意匠の保護除外の基準について」特許研究 66 号 32 頁 (2018) を参照。青木博通「グローバルに見た機能性と意匠権の保護範囲 I~V・完」DESIGN PROTECT 115 号 20 頁, 116 号 25 頁 (2017), 118 号 20 頁, 119 号 17 頁, 120 号 26 頁 (2018) は, 諸外国・地域の法制を紹介するとともに, 本改正による存続期間の延長によって, 競争制限を回避するために, わが国の裁判所も機能性要件を厳格に解釈する可能性を指摘する。米国及び欧州につき, See Jason J. Du Mont & Mark D. Janis, *Functionality in U.S. Design Patent & Community Design Law*, Indiana Legal Studies Research Paper No. 342 (2016). ただし, 日本企業が, 他の国・地域の者よりも, 意匠制度に「形としてあらわれた技術を保護する」ことを期待する傾向にあることにつき, 三菱総合研究所『意匠権取得による効果及びユーザーの多様性に着目した意匠制度の活用に関する調査研究報告書』平成 27 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 38-41 頁 (2016) を参照。

(79) 運用上の取組みとして, 意匠審査機械化企画調整室「審査用資料の提供について」(2020) を参照。なお, 意匠法に異議申立制度等を導入するには, 特に秘密意匠制度との調整を要すると思われる。

(80) 権利濫用につき, 横山久芳ほか「質疑応答」工業所有権法学会年報 43 号 139 頁, 152-153 頁〔青木大也, 麻生典発言〕(2020) を参照。米国意匠特許におけるフェアユースについて, See Ralph D. Clifford & Richard J. Peltz-Steele, *The Constitutionality of Design Patents*, 14 CHI.-KENT J. INTEL. PROP. 553 (2015).

(81) 特許制度小委・注 (71) 10-11 頁, 金子敏哉「知的財産との関係が『薄い』製品・サービスに係る売り上げ減少による逸失利益一寄与率・部分実施, 付随品の取扱いに関する試論」民商法雑誌 157 巻 1 号 47 頁, 49 頁 (2021) の脚注 4) も参照。

(82) 知財研・前掲 (3-4.) 123 頁も参照。画像意匠に関する WIPO SCT への共同勧告案の提出は, このような取組みの一つともいえようか。2021 年 10 月 21 日施行予定の韓国の改正デザイン法による新たな画像デザインの保護枠組みは, 本改正のそれとほぼ同様といえよう。

(83) 従前のデザイン政策におけるデザイナー支援につき, 例えば, 森永泰史『経営学者が書いたデザインマネジメントの教科書』229-234 頁 (同文館出版, 2016) を参照。

(原稿受領 2021.4.14)